

| | | | |
|--|--------------------|------|-----------------|
| 許認可等の内容 | 商店街振興組合の設立認可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 商店街振興組合法第 36 条 1 項 | | |
| 担 当 課 | 経済・雇用戦略課 | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 8 日 | 設定日 | 平成 6 年 10 月 1 日 |
| 審査基準 商店街振興組合の設立の認可は、法令に定めるもののほか、「商店街振興組合法に基づく組合の設立等の指導方針および認可基準について（昭和 37 年 9 月 7 日付け 37 企庁 1605 中小企業庁長官通達）」、「商店街振興組合法に基づく組合の設立等認可関係事務の取扱について（昭和 37 年 9 月 7 日付け 37 企庁 1077 中小企業庁指導部長通達）」及び「商店街振興組合法関係委任事務処理要項（昭和 56 年 7 月 1 日鳥取県知事制定）」による。ただし、商店街振興組合の設立に関する部分に限る。 | | | |

| | | | |
|---|-------------------------------|------|-----------------|
| 許認可等の内容 | 役員の変更の総会招集の承認 | | |
| 根拠法令及び条項 | 商店街振興組合法第 55 条第 5 項（第 59 条準用） | | |
| 担 当 課 | 経済・雇用戦略課 | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 7 日 | 設定日 | 平成 6 年 10 月 1 日 |
| 審査基準 「商店街振興組合の総会招集の承認」の審査基準を準用する。 | | | |

経済 1 - 3

| | | | |
|---|-----------------|-------|-----------------|
| 許認可等の内容 | 商店街振興組合の総会招集の承認 | | |
| 根拠法令及び条項 | 商店街振興組合法第 59 条 | | |
| 担 当 課 | 経済・雇用戦略課 | 処分権者 | 市 長 |
| 標準処理期間 | 7 日 | 設 定 日 | 平成 6 年 10 月 1 日 |
| 審 査 基 準 | | | |
| <p>商店街振興組合の総会招集の承認は、法令に抵触しない範囲内において、総会招集の請求に正当な理由があると認められる場合に行う。具体的には、次に掲げる事項等を判断して行う。</p> <p>1 法施行規則第 62 条に規定する「組合員の名簿」とは、法第 52 条第 1 項に規定する組合員名簿の謄本（提出することが困難である場合は、同条第 3 項第 1 号の事項のみを記載した抄本）とする。</p> <p>2 「総組合員の 5 分の 1 の同意」を得ていることの確認は、法施行規則第 62 条の規定により提出された組合員の名簿及び総数の 5 分の 1 以上の連署があったことを証する書面を対比して行う。</p> <p>3 「請求の日から 10 日以内に総会の招集手続をとらない場合」の確認は、理事に書面（内容証明）をもって、総会の招集手続の有無及びその理由その他必要な事項を照会することにより行う。この場合において、回答期限及び回答期限を経過した場合は請求の日から 10 日以内に総会の招集手続をとらなかったものとみなす旨を明示して行うものとする。</p> | | | |

経済 1 - 4

| | | | |
|---|---------------------|-------|-----------------|
| 許認可等の内容 | 商店街振興組合の定款変更の認可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 商店街振興組合法第 62 条第 2 項 | | |
| 担 当 課 | 経済・雇用戦略課 | 処分権者 | 市 長 |
| 標準処理期間 | 7 日 | 設 定 日 | 平成 6 年 10 月 1 日 |
| 審 査 基 準 | | | |
| <p>商店街振興組合の定款変更の認可は、法令に定めるもののほか、「商店街振興組合法に基づく組合の設立等の指導方針および認可基準について（昭和 37 年 9 月 7 日付け 37 企庁 1605 中小企業庁長官通達）」の第 3 の 2、「商店街振興組合法に基づく組合の設立等認可関係事務の取扱について（昭和 37 年 9 月 7 日付け 37 企庁 1077 中小企業庁指導部長通達）」の 2 及び「商店街振興組合法関係委任事務処理要項（昭和 56 年 7 月 1 日鳥取県知事制定）」の第 2 による。</p> | | | |

| | | | |
|---|---------------------|-------|-----------------|
| 許認可等の内容 | 商店街振興組合の合併の認可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 商店街振興組合法第 73 条第 3 項 | | |
| 担 当 課 | 経済・雇用戦略課 | 処分権者 | 市 長 |
| 標準処理期間 | 7 日 | 設 定 日 | 平成 6 年 10 月 1 日 |
| 審 査 基 準 商店街振興組合の合併の認可は、法令に定めるもののほか、「商店街振興組合法に基づく組合の設立等の指導方針および認可基準について（昭和 37 年 9 月 7 日付け 37 企庁 1605 中小企業庁長官通達）」の第 3 の 3 及び「商店街振興組合法に基づく組合の設立等認可関係事務の取扱について（昭和 37 年 9 月 7 日付け 37 企庁 1077 中小企業庁指導部長通達）」の 3 による。 | | | |

| | | | |
|--|-----------------|-------|-----------------|
| 許認可等の内容 | 商工会の設立の認可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 商工会法第 23 条第 1 項 | | |
| 担 当 課 | 経済・雇用戦略課 | 処分権者 | 市 長 |
| 標準処理期間 | 50 日 | 設 定 日 | 平成 10 年 4 月 1 日 |
| 審 査 基 準 商工会設立の認可は、次の基準を満たすかどうかについて審査し、決定する。 (1) 設立の手続き並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。 (2) 法第 13 条本文に規定する者の 2 分の 1 以上が会員となるものであること。 (3) 商工会の設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。 (4) 事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。 (5) 設立しようとする商工会が法第 7 条第 2 項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあつては、その設立が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。 | | | |

経済 1 - 7

| | | | |
|--|------------------|-------|-----------------|
| 許認可等の内容 | 商工会の会員による総会招集の承認 | | |
| 根拠法令及び条項 | 商工会法第 42 条第 5 項 | | |
| 担 当 課 | 経済・雇用戦略課 | 処分権者 | 市 長 |
| 標準処理期間 | 30 日 | 設 定 日 | 平成 10 年 4 月 1 日 |
| 審 査 基 準 | | | |
| <p>商工会の会員による総会招集の承認は、次の基準を満たすかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>(1) 法第 42 条第 2 項に従った手続きが適正になされていること。</p> <p>(2) 会議の目的たる事項及び招集の請求の理由が適正なものであること。</p> <p>(3) 法第 42 条第 2 項の規定に基づく総会召集の請求がされた日から現在までに所定の期間が経過していること。</p> <p>(4) 総会招集の手続きが行われないことについての理由</p> <p>(5) 会長の職務を行う者がいないとして会員から総会招集の請求が行われた場合においては、以上の項目に加え、会員の職務を行う者の有無及びその見通し、総会員の 5 分の 1 以上の同意を得ている事実</p> | | | |

経済 1 - 8

| | | | |
|---|-----------------|-------|-----------------|
| 許認可等の内容 | 商工会の定款変更の認可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 商工会法第 44 条第 2 項 | | |
| 担 当 課 | 経済・雇用戦略課 | 処分権者 | 市 長 |
| 標準処理期間 | 30 日 | 設 定 日 | 平成 10 年 4 月 1 日 |
| 審 査 基 準 | | | |
| <p>商工会の定款変更の認可は、次の基準を満たすかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>(1) 法第 44 条第 2 項の規定に従った手続きが適正になされていること。</p> <p>(2) 変更しようとする事項及び変更の理由が適正なものであること。</p> <p>(3) 法第 28 条に規定する事項が変更後の定款に適正に記載されていること。</p> <p>(4) 変更後の定款が法第 3 条の目的、法第 6 条の原則と適合しているとともに法令に違反しないものであること。</p> <p>(5) 変更後の定款が法第 7 条の規定と適合していること。</p> <p>(6) 定款の変更に伴い事業の内容が変更又は追加される場合にあつては、その事業の実施に要する経済的基礎の有無及びその事業の実施に伴い会員が法第 13 条本文に規定する者の 2 分の 1 未満になるおそれの有無</p> | | | |

| | | | |
|---|------------------|-------|-----------------|
| 許認可等の内容 | 商工会の総代による定款変更の承認 | | |
| 根拠法令及び条項 | 商工会法第 48 条第 5 項 | | |
| 担 当 課 | 経済・雇用戦略課 | 処分権者 | 市 長 |
| 標準処理期間 | 30 日 | 設 定 日 | 平成 10 年 4 月 1 日 |
| 審 査 基 準 法第 44 条第 2 項の「商工会の定款変更の認可」の審査基準を準用する。 | | | |

| | | | |
|--|-----------------|-------|-----------------|
| 許認可等の内容 | 商工会の総代会招集の承認 | | |
| 根拠法令及び条項 | 商工会法第 48 条第 5 項 | | |
| 担 当 課 | 経済・雇用戦略課 | 処分権者 | 市 長 |
| 標準処理期間 | 30 日 | 設 定 日 | 平成 10 年 4 月 1 日 |
| 審 査 基 準 法第 42 条第 5 項の「商工会の会員による総会招集の承認」の審査基準を準用する。 | | | |

経済 1-11

| | | | |
|--|-----------------|-------|-----------------|
| 許認可等の内容 | 商工会の財産処分の認可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 商工会法第 54 条第 1 項 | | |
| 担 当 課 | 経済・雇用戦略課 | 処分権者 | 市 長 |
| 標準処理期間 | 30 日 | 設 定 日 | 平成 6 年 10 月 1 日 |
| <p>審 査 基 準</p> <p>商工会の財産処分の認可は、次の基準を満たすかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>(1) 法第 54 条第 1 項に従った手続きが適正になされていること。</p> <p>(2) 財産処分の方法が法第 54 条第 3 項の規定に適合しているとともにその他法令に反しないこと。</p> | | | |

経済 1-12

| | | | |
|--|-----------------|-------|------------------|
| 許認可等の内容 | 商工会の財産処分方法の認可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 商工会法第 54 条第 2 項 | | |
| 担 当 課 | 経済・雇用戦略課 | 処分権者 | 市 長 |
| 標準処理期間 | 30 日 | 設 定 日 | 平成 17 年 10 月 1 日 |
| <p>審 査 基 準</p> <p>商工会の財産処分方法の認可は、次の基準を満たすかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>(1) 法第 54 条第 1 項の規定に従った手続きが適正になされていること。</p> <p>(2) 財産処分の方法を定めるにあたって、総会の議決が行われていない期間及びその理由又はすることができない理由及び今後の見通し</p> <p>(3) 財産処分の方法が法第 54 条第 3 項の規定に適合しているとともにその他法令に反していないこと。</p> | | | |

| | | | |
|---|----------------|-------|------------------|
| 許認可等の内容 | 指定定期検査機関の指定 | | |
| 根拠法令及び条項 | 計量法第 20 条第 1 項 | | |
| 担 当 課 | 経済・雇用戦略課 | 処分権者 | 市 長 |
| 標準処理期間 | 40 日 | 設 定 日 | 平成 17 年 10 月 1 日 |
| <p>審 査 基 準</p> <p>指定定期検査機関の指定は、計量法第 28 条各号に規定する基準を満たしているかどうか及び指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成 5 年通商産業省令第 72 号）に従った手続きが適正になされているかどうかについて審査し、決定する。</p> | | | |

| | | | |
|---|-------------------------------------|-------|-----------------|
| 許認可等の内容 | 中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画の認定 | | |
| 根拠法令及び条項 | 中小小売商業振興法第 4 条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項 | | |
| 担 当 課 | 経済・雇用戦略課 | 処分権者 | 市 長 |
| 標準処理期間 | 30 日 | 設 定 日 | 平成 24 年 4 月 1 日 |
| <p>審 査 基 準</p> <p>中小小売商業振興法第 4 条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項の規定に基づく高度化事業計画の認定の基準及び同事務処理要領（平成 24 年 5 月 18 日制定）第 8 から第 1 2 までの規定による。</p> <p>第 8 ～第 1 2 高度化事業計画の認定基準</p> | | | |

経済 1-15

| | | | |
|--|----------------------------|------|-----------|
| 許認可等の内容 | 中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画の変更の認定 | | |
| 根拠法令及び条項 | 中小小売商業振興法施行令第9条 | | |
| 担当課 | 経済・雇用戦略課 | 処分権者 | 市長 |
| 標準処理期間 | 30日 | 設定日 | 平成24年4月1日 |
| <p>審査基準</p> <p>中小小売商業振興法第4条第1項から第3項まで及び第6項の規定に基づく高度化事業計画の認定の基準及び同事務処理要領（平成24年5月18日制定）第8から第12までの規定による。</p> | | | |